

欠格事項に関する申立書

平成 年 月 日

大和市教育委員会 へ

申込者

所在地

団体名

(共同事業体名・代表団体名)

代表者名

印

当共同事業体及び構成企業は、次の欠格事項のいずれにも該当がありません。

万一、この申立内容に相違していたときには、指定管理者の応募資格がないものとみなされても不服は申し立てません。

- ア. 法律行為を行う能力を有しない者。
- イ. 破産者で復権を得ない者。
- ウ. 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第92条の2、第142条（同法第166条第2項の規定により準用する場合を含む。）又は第180条の5第6項の規定に抵触する者。
- エ. 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同法施行令第167条の11第1項の規定により準用する場合も含む。）により、市の執行機関における一般競争入札等の参加を制限されている者。
- オ. 引き続き2年以上その営業に従事していない者。
- カ. 国税、地方税等を滞納している者。
- キ. 指定管理者の責めに帰すべき事由により2年以内に指定の取り消しを受けた者。
- ク. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団若しくはその利益となる活動を行っている者又は法人等の代表者、役員若しくは職員が暴力団等の構成員である者。
- ケ. 大和市暴力団排除条例（平成23年条例第4号）第2条第5項に掲げる暴力団経営支配法人等である者。
- コ. 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受け、その後の必要な措置の実施について労働基準監督署に報告をしていない者。
- サ. その他市長等が指定管理者として適当でないと認める者。
- シ. 申込時に「共同事業体協定書」を提出できない者、又は選定後協定締結時までに代表団体及び責任分担を明確に定めた組合契約を締結し、組合契約書の写しを提出することができない者。